

十和田市まちづくり
基本条例の紹介



目次

まちづくり基本条例の紹介①
十和田市まちづくり基本条例が制定されました 2

まちづくり基本条例の紹介②
十和田市まちづくり基本条例とは？ 3

まちづくり基本条例の紹介③
次世代を担う子どもは地域の財産「第3章 子ども」に込められた思い 5

まちづくり基本条例の紹介④
「市民の権利」と「市民の役割」を規定
役割と責任を担い合ってともに課題解決に取り組む 7

まちづくり基本条例の紹介⑤
協働を積み重ね、地域経営を実践 9

まちづくり基本条例の紹介⑥
「この条例を育てていく」 11

cover design

この条例は一本の木。木のまわりには市民、行政、議会が瞬き、木の上には"十和"田市を表す十の輪。一体となってみんなで一本の木を育てていくようすをイメージしました。十和田市の花でもある桜のように、未来永劫、愛されるまちになるようにという願いが込められています。

「十和田市まちづくり基本条例の紹介」
広報とわだ平成24年8月号から平成25年1月号に連載したものを掲載しました。

十和田市まちづくり基本条例が制定されました

平成24年6月に開催された市議会議定例会で、「十和田市まちづくり基本条例」が可決、制定されました。

この「十和田市まちづくり基本条例」は、まちづくりを進めていくための基本的なルールを定めたもので、平成25年4月1日から施行されます。

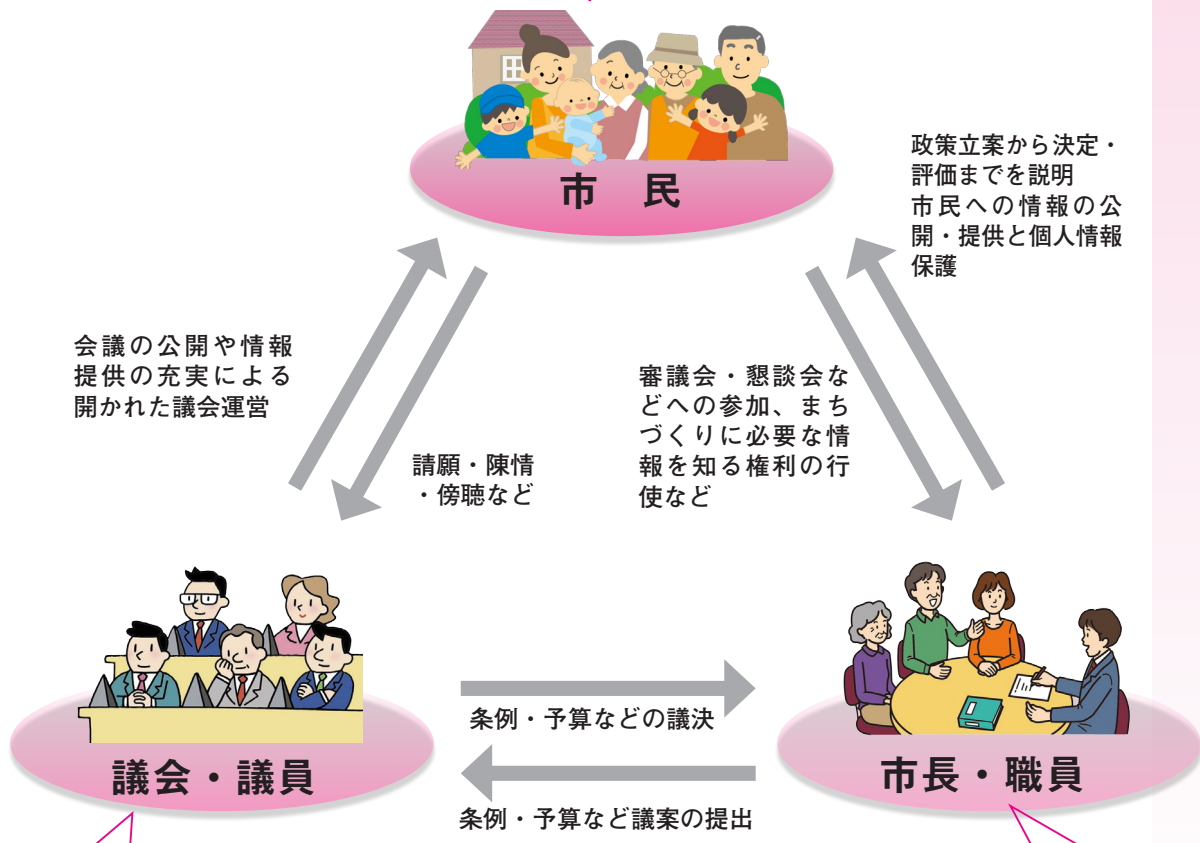
市では、これまでもたくさんの人たちがかわり合い、まちづくりを進めてきました。しかし、近年、地方分権の進展、人口の減少と少子高齢化、地域課題の多様化・複雑化など市を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

このような中、まちづくりの基本となる考え方や、まちづくりを進める上での市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどをあらためて確認することが、この条例を制定する大きな理由です。

次回からは、条例制定の背景や意味、条例の特徴や理念など「十和田市まちづくり基本条例」の概要について、お知らせします。

■十和田市まちづくり基本条例のイメージ

- 市政への参画や市政の情報を知る権利などが保障されています。
- お互いを認め合い、協力してまちづくりを進めます。



- 市の意思決定機関として、また、行政を監視する機関としての役割を果たすとともに、開かれた議会運営に努めます。
- 政策形成機能の充実に図り、誠実に職務を行います。

- 市長は、市民の声を聴き、公正かつ誠実に市政運営を行うとともに、職員を指揮監督し、人材育成に努めます。
- 職員は、市民の視点に立って、誠意を持って接するとともに、まちづくりの推進に積極的に努めます。

十和田市まちづくり基本条例とは？

さる6月26日に制定され、平成25年4月1日から施行される十和田市まちづくり基本条例の主な内容をお知らせしていきます。

条例制定の経緯

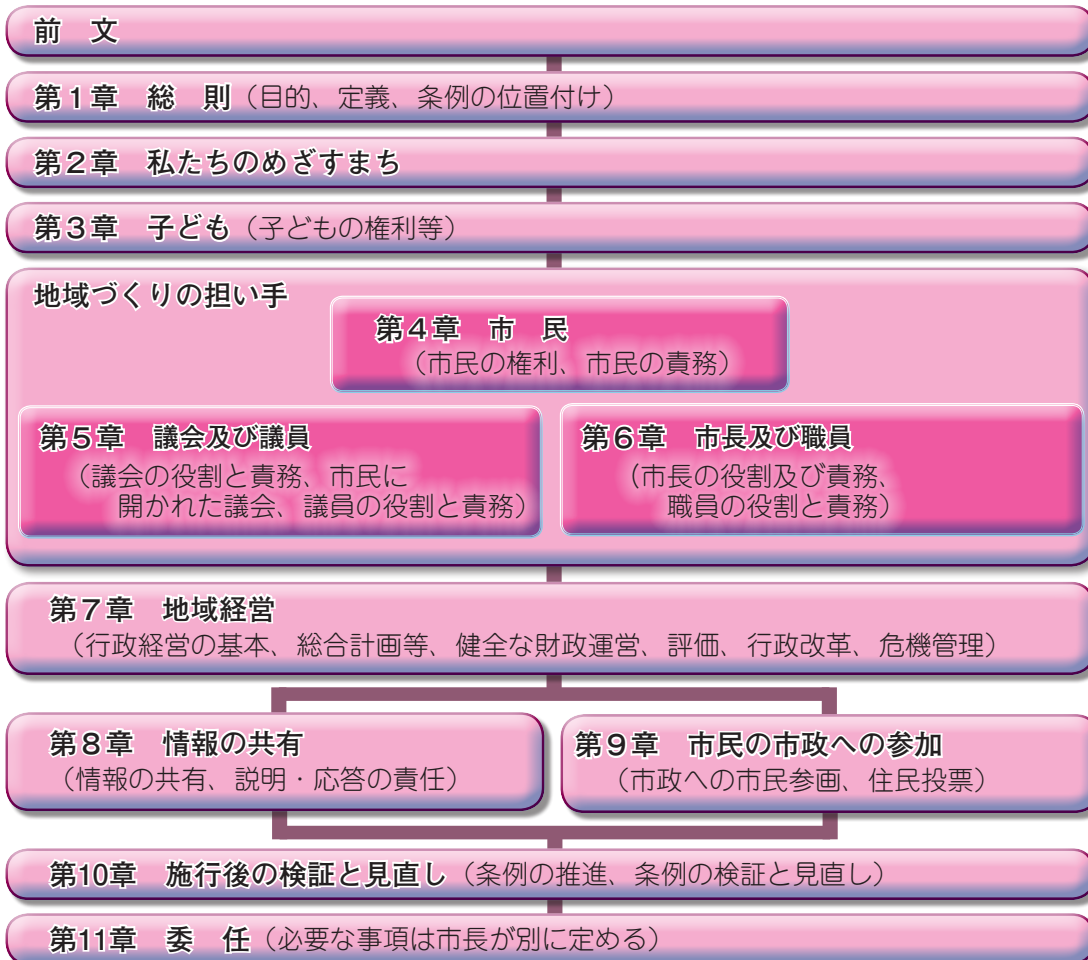
平成22年8月、市長から委嘱を受けた公募委員、推薦委員、学識経験者で組織する「十和田市自治基本条例市民検討委員会」を設置しました。市民検討委員会は、20歳以上の市民を対象とした「まちづくりに関するアンケート」の実施、中学生・高校生および市内各種団体との「意見交換会」や市民が自発的にまちづくりについて話し合う「しゃべり場」を40回以上開催、十和田市民の問題意識、課題、必要とする取り組みなどを市民目線で把握し、それらを「策定小委員会」において、チャート(表)に取りまとめました。

このチャートをもとに、市役所内に設置された庁内検討委員会の意見を踏まえつつ、分かりやすさや実効性の観点から、自治基本条例素案について検討を重ねました。そして、平成24年3月2日、市民検討委員会は、検討経緯、チャートおよび条例素案などをまとめた検討結果報告書を市長へ提出しました。

その後、条例素案に対する市民からの意見の募集、庁内の例規審査委員会において、条文としての整合性の修正などを経て、本年6月、第2回市議会定例会で可決され、6月26日に公布されました。この条例は、市民の皆さんにお知らせするための準備期間を設け、平成25年4月1日からの施行となります。



■十和田市まちづくり基本条例の構成



条例の目的

地方分権が推進され、地域の課題は地域で考える自己決定と自己責任に基づいた市政運営が求められています。また、少子高齢・人口減少社会の到来や市民ニーズの多様化などにより、社会環境は大きく変化し、従来の市政運営では、さまざまな課題に対応することが難しくなっています。

これらの課題に対応していくため、市民参加・協働によるまちづくりを推進するための基本的な考え方、理念をあらためてまちづくり基本条例として定めました。



条例の特徴

1. 最も基本となる

ルールです

十和田市まちづくり基本条例は、市のまちづくりに関する基本的な考え方やルールとしての「基本理念・原則」を定めたものです。他の条例や規則、まちづくりに関する制度などの制定や見直しにあたっては、この条例との整合を図ります。

2. 「子ども」を独立した章にしています

子どもは、市の将来を担う大切な宝です。子どもがまちづくりに参加する権利、健やかに育つ環境の整備、地域で大切に守り育てるという思いなどを第3章にまとめています。



子どもたちの笑顔は市の宝！

3. 市民検討委員が

チャートを整理し、

条例素案を作成

市民検討委員会が市の現状、課題、必要とする取り組みをチャートにまとめました。また、チャートのみでなく、それをもとにした条例素案についても作成、議論しました。

4. 「です・ます」調で

柔らかい表現に

この条例は、市民のみなさんに読んで活用して頂くことに意味があります。そのため、「です・ます調」の柔らかい文章表現となっています。

十和田市まちづくり基本条例解説…前文

① 十和田市は、四季を織りなす十和田湖・奥入瀬溪流・八甲田の豊かな自然と、先人が築いた整然と区画された街並みなど、豊かな自然と近代的な都市機能が調和した美しいまちです。

② 私たちは、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長するために、心豊かに暮らせるまちを作り、次世代に引き継いでいく使命があります。

③ そのためには、まちづくりの担い手である私たちは、十和田市を経営するという理念のもと、役割を分担し、それぞれの責任を果たしながら、共に力を合わせていくことが大切です。

④ 市民は、議会及び市のそれぞれの責務や特性を理解し、信頼するとともに、自らの役割や責務を自覚し、主体的に市政に参画しながら、まちづくりに取り組んでまいります。

⑤ また、議会及び市は、市民の負託に応え、将来にわたり市民が安全で安心して暮らすことのできる豊かな地域社会を、すべての市民と協働して実現していく責務があります。

⑥ 私たちは、市民一人一人の権利や地域の個性、自主性を尊重するとともに、地域の絆を大切にしながら、協働して地域の課題解決に取り組む、安心して住み、働き、学び続けることができる地域社会の実現をめざし、ここに十和田市まちづくり基本条例を制定します。

説明

前文は、条例制定の背景や、趣旨、基本的な考え方、決意などについて分かりやすく示したものです。

第1段落では、十和田市の特性を明らかにし、第2段落では、市の将来を担う子どもたちへの継承の必要性にふれ、第3段落では、「地域経営」の理念のもとで力を合わせていくことの大切さを示しています。

そして、第4段落では、市民、市議会、市の執行機関それぞれの役割と責務を自覚してまちづくりに取り組んでいくことを宣言し、第5段落では、市議会、市の執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会など）、市民との協働によるまちづくりの責務を確認しています。

最後の第6段落では、市民一人一人を尊重し、協働して地域の課題解決に取り組む、よりよい十和田市の実現をめざすことを宣言しています。

前文は、市民検討委員が条例素案を作成の後、全体を踏まえて最後に議論して作成しました。いわば、まちづくり基本条例への思い、まちづくりへの課題に対してどうあるべきか、委員の思いが限られた字数の中に詰まっています。

次世代を担う子どもは地域の財産

「第3章 子ども」に込められた思い

十和田市まちづくり基本条例の内容を条文解説とともに、条文に込められた市民検討委員の思いや願いを、検討委員会が整理したチャートや議事録からご紹介します。

今月号では、第1章から第3章までを解説します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、十和田市におけるまちづくりに関する基本的な事項を定め、参画と協働による市民主体の自治の進展を図り、活力に満ち安心して暮らせる十和田市を実現することを目的とします。

第1条は、この条例を制定する目的を明らかにしています。
市民の参画と協働によるまちづくりが進められることによって、活力に満ち安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組む十和田市の姿勢を、第1条の表現に込めています。



(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者、市内で活動するものを総称して「市民」といいます。
- (2) 市 市長、教育委員会等の執行機関を総称して「市」といいます。
- (3) 私たち 市民、議会及び市を総称して「私たち」といいます。
- (4) まちづくり まちが抱えている課題に対して、協働して解決を図り、住みよいまちにしていくための活動を「まちづくり」といいます。
- (5) 参画 まちづくりに主体的に参加し、その意思形成にかかわることを「参画」といいます。
- (6) 協働 私たちがそれぞれの役割と責任を自覚し、協力して行動することを「協働」といいます。

- (7) 住民 市内に住所を有する人のことを「住民」といいます。

第2条は、この条例を正しく理解し運用するために、基本的な用語の意味を示しています。

この条例での「市民」の範囲は、市内に住所を有する人に限らず、本市に通勤・通学する人や、市内で事業を営む法人、町内会やボランティア組織など市内で活動する法人や団体などもまちづくりの重要な担い手であることから、市民の意味を広くとらえています。

「市」には、市の代表者である市長のほか、専門的な立場に立って仕事を分担する教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会の5つの行政委員会が含まれます。

この条例では、市民、議会、市をまちづくりの主体者として、「私たち」と表現しています。

「参画」とは、市政の運営や、地域の活動に関して、立案、実施及び評価の各過程において、主体的にかかわることをいいます。

「協働」とは、市民、議会、市のそれぞれが、自らの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、対等な関係で協力し合うこととされています。

また、市内に住所を有する人のことを「住民」と定義し、市民と住民の違いを明確にしています。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、十和田市のまちづくりに当たつての基本的な理念や原則を定めたものであり、私たちは、この条例の趣旨を尊重するものとします。

2 他の条例、規則等の制定又は改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図るものとします。

この条例は、まちづくりの基本的な事項を定めたもので、市民、議会および市の執行機関がこの条例の趣旨を尊重してまちづくりを進めることとしています。

▼理念：物事のあるべき状態についての基本的な考え

▼原則：多くの場合にあてはまる基本的な規則や法則

▼趣旨：あることをする理由・目的。趣意。または話や文章の言おうとすること

市民、議会および市は、それぞれの立場でこの条例に定める事項を順守するように努めるとともに、市は市政を運営していくに当たっては、この条例を自治の基本理念や基本原則として、その趣旨および目的を尊重した上で、条例、規則などの制定、改正および廃止、並びにまちづくりに関する計画の策定、見直しなどを行うことを規定しています。



第2章 私たちのめざすまち

(私たちのめざすまち)

- 第4条 私たちは、次に掲げる住みよいまちを実現することをめざします。
- (1) お互いを思いやる心があふれ、安全で安心して暮らせるまち
- (2) 十和田湖や奥入瀬溪流に代表される自然を大切にし、自然と共生するまち
- (3) 市民一人一人の基本的な人権や多様な価値観を認め、協働の推進に努めるまち
- (4) 市民が主体となつたまちづくりを推進するまち
- (5) ふるさとを愛し、開拓精神を受け継ぎ、新しい文化を創造するまち
- (6) 農業や観光等、地域の資源を活かした活力のあるまち
- (7) 高齢者や障害を持つ方に気配りがあるやさしいまち
- (8) 地域の歴史や絆を大切にし、次代へ継承していくまち
- (9) 北里大学等の教育機関との連携による元気のあるまち

市民、議会および市の執行機関が連携し、協力してまちづくりを進めていくためには、めざすべきまちの姿を明らかにする必要があります。

第4条では、市民検討委員会、しゃべり場などを通じて得られた意見などを集約し、市民の求めるまちづくりの中での重要事項として整理したものをもとに、9つの大きな柱を掲げています。

第3章 子ども

(子どもの権利等)

- 第5条 子どもは、その年齢に応じてまちづくりに参加する権利があります。
- 2 私たちは、すべての子どもの人権を守るとともに、子どもが健康やかに育つ環境を作るように努めます。
- 3 私たちは、子どもが夢と希望を持って未来を担うことができるように、子どもの意見に耳を傾け、まちづくりに活かすように努めます。
- 4 私たちは、すべての子どもに日頃から愛情を持って接し、地域の中で守り育てます。

第5条は、子どもについて記述し、子どもが、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加する権利があることを明記しました。「子ども」は「市民」の中に含まれますが、次世代のまちづくりの担い手としての役割の重要性から、地域全体で子どもを守り育て、ふるさとを愛する心を育てていくことの大切さから、市民検討委員の総意で、第3章に「子ども」の章が設けられました。



この条例では、「子ども」を、乳幼児から義務教育を終了する中学校卒業までの0歳〜15歳までとしてとらえています。また、この条例でいう子どもの権利とは、1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」を基本としています。この条約では、大きく分けて、▼生きる権利▼育つ権利▼守られる権利▼参加する権利の4つの子どもの権利を守るように定めています。

「子ども」を章として取り上げた背景には、進学などで十和田市を離れることがあっても、いずれは十和田市に帰ってきて、まちづくりを担って欲しいという強い願いがあります。そのためにも、大人は子どもの育つ環境を整備し、意見に耳を傾け、地域全体で育つという決意を表しています。

市民検討委員会での議論 第3章 子ども

現状認識

取り組み

●乳幼児

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・市内に産科が1件しかない | ・母親の相談体制の充実 |
| ・母親の孤立化、相談相手の不足 | ・産科センターの確保 |
| ・虐待の増加 | ・助産師の活用（子育て相談窓口） |
| ・子育て支援が不足 | ・地域で子育てをする環境整備 |
| ・虐待の通告義務の難しさが障壁 | |
| ・保育園児の親のうつ病の増加 | |
| ・子育て情報の過多 | |
| ・一人親家庭の増加 | |

●小学生

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ・子ども会活動が低調 | ・子どもの安全な居場所の確保 |
| ・親が子ども会の活動に参加させない | ・子どもの存在を認めていくこと |
| ・一人親家庭の子どものサポートが不足 | ・子どもがまちづくりにかかわっていくこと |
| ・塾に行く子どもが多くなっている | ・高齢者との交流により地域を知る |
| ・放課後、遊ぶ場がない | |

●中学生

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・居場所がない | ・悩みを直接聞く場所を設ける |
| ・考えを発表できる場がない | ・まちづくりの担い手としての役割を尊重 |
| ・毎年、市長にまちづくりを提言 | |



「市民の権利」と「市民の役割」を規定

役割と責任を担い合ってともに課題解決に取り組む

十和田市まちづくり基本条例の内容を条文解説とともに、条文に込められた市民検討委員の思いなどを、検討委員会が整理したチャートや議事録からシリーズでご紹介します。

今月号では、第4章から第6章までを解説します。

第4章 市民

(市民の権利)

- 第6条 市民は、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利があります。
- 2 市民は、まちづくりに関して意見を述べるとともに、参画する権利があります。
- 3 市民は、まちづくりに参画するために必要な情報を知る権利があります。
- 4 市民は、前3項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な扱いを受けることはありません。



第6条では、自治を担う主体としての市民が有する権利について定めています。

第1項では、日本の憲法に定められた国民としての権利を、全国で2番目にセーフコミュニティとして認証されている十和田市において、市民が日々の暮らしを安全にそして安心して営むことができる権利として確認し、この条例においても定められました。

第2項では、「市民のための自治を確立するための基本的な権利として、市政へ参画する権利を定めています。市民が市政へ参画する主な手段としては、参政権を保障した選挙のほか、付属機関などの委員としての参加、意見公募手続き(パブリックコメント)による意見提出などがあります。

第3項では、協働による自治を確立するため、市民がまちづくりに必要な情報を知る権利を有することを定めています。

第4項では、市民一人ひとりの主体性を尊重し、憲法に定める基本的人権と多様な価値観を認め合うことから、市民の権利を行使する、あるいは行使しないことによつて、不利益を受けないこととしています。

(市民の責務)

- 第7条 市民は、まちづくりの担い手として、互いに尊重し協力し合いながら、まちづくりに参画するように努めるものとします。
- 2 市民は、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。
- 3 市民は、ふるさとを大切にし、豊かな自然を守り育てるとともに、安全で潤いのある生活空間の形成に努めるものとします。
- 4 市民は、地域コミュニティを守り育て、地域の課題を共有し、その解決に向けて行動するように努めるものとします。

第7条は、第6条の市民の権利の規定と対になる責務について定めています。

第1項では、まちづくりの主体として、その役割を認識し、お互いに認め合いながら、協力してまちづくりに参画するように努めることを定めています。

第2項では、市民一人ひとりが自ら考え、自己決定・自己責任による市民主体のまちづくりを実践していく上で、お互いに尊重し、そして信頼関係を保つために、自らの発言と行動に責任を持ち、批判や行政依存ではなく、建設的な提言・提案・行動をすように努めることを定めています。

◆市民検討委員会の議論 (第4章 市民)

【現状認識】	【今後の取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ●セーフコミュニティを叫んでいるが、なかなか浸透していない。 ●町内会加入率が低迷している。 ●核家族化により、地域の結び付きが希薄になっている。 ●周辺部では過疎化により、地域コミュニティを維持することが難しくなっている。 ●三農、北里大学などの資源を活用できていない。 ●市民同士の連携がうまく取れていない。 ●市外居住の人もまちづくりに参加したいのにできていない。 ●三本木中では市長へ提言を行っているが、他の中高では行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民の権利 <ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心な暮らしを営む権利。 ・地域づくりに参加する権利。 ・情報を知る権利。 ■市民の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりに主体的に取り組む。 ・自然環境を守り、次世代に継承する。 ・地域で子育てをする。 ・生き物に優しいまちにする。 ・ふるさとを大切にする。 ・資源を大切にし、リサイクルに努める。 ・市民同士のネットワークを作る。 ■事業者・団体の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・地域に積極的に参加、寄与する。

第3項では、市民は豊かな自然環境を守り、次の世代に伝えるとともに、安全で潤いのあるまちづくりに努めることを定めています。

第4項では、市民は市民相互のさまざまな地域のコミュニティを守り育て、コミュニティの役割として、地域の課題解決に向けて行動するように努めることを定めています。



第5章 議会及び議員

(議会の役割と責務)

第8条 議会は、十和田市の意思を決定する機関及び行政を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとし、

2 議会は、市民の参画を推進するため、市民の意思を把握し、政策に反映させるものとします。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うものとし、

第5章は、議会と議員に関することを3条に分けて定めています。

第8条は、議会の役割と責務を定めています。

議会は、住民の信託に基づいた二元代表制(住民による選挙で、市長と議員のそれぞれが市民の代表として選出されること)の一翼を担う機関として、市長とは独立・対等の関係にあります。

地方分権が進む中、議会は、市民の意見を十分に把握するよう努め、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視・批判する機関としての重要な役割を果たしていくこととしています。現在、議会改革特別委員会を設置し、これまでの議会を検証しながら、開かれた議会を目指し、機能の充実強化に努めています。



(市民に開かれた議会)

第9条 議会は、審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすい議会運営に努めるものとし、

2 議会は、その活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるように努めるものとし、

第9条は、市民に開かれた議会運営について定めています。

議会は、審議の公開、政策決定における過程を市民に分かりやすく説明するとともに、市民の代表として、地域課題や市民意見を議会活動に反映する機会の確保に努めることとしています。

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとし、

2 議員は、積極的に市民との対話を心がけ、市民の意思の把握に努めます。

3 議員は、市政の課題に関する調査、政策提言等を積極的に行うよう努めるとともに、議会活動に関して市民に説明するよう努めます。

第10条は、議員の役割と責務を定めています。

議員は、市民を代表してその意思を市政に反映させ、市民の信託に応える役割を遂行するため、公正、公平で市民に信頼される議会を目指し、多様な方法で市民が抱える

地域課題を把握するよう努め、これを議会の活動および政策の立案に反映させていくこととしています。

第6章 市長及び職員

(市長の役割と責務)

第11条 市長は、市政の代表者として、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営を行うものとし、

2 市長は、市民の参画を推進するため、広く市民の声を聴き、市政に反映させるとともに、説明責任を果たすよう努めるものとし、

3 市長は、職員を指揮監督し、人材育成に努めるものとし、

第6章は、市長と職員に関することを2条に分けて定めています。

第11条は、市長の役割と責務を定めています。

市長は、住民の直接選挙により選ばれた市の代表者として、市民の信託に応え、市政を運営していく責務があるとともに、この条例の基本理念に基づいた市政運営に努めなければなりません。また、執行機関のトップとして、市民が市政に参画する意思を高めるために、参画する機会の拡充や、情報提供、情報の共有に努めるとともに、市職員の指揮監督および資質や能力の向上など人材の育成に努め、参画と協働のまちづくりを進めることとしています。

(職員の役割と責務)

第12条 職員は、市民全体への奉仕者として、市民に誠意を持って接するよう努めます。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の能力の向上に努め、公正で誠実にその職務を遂行する責務があります。

3 職員は、地域社会の一員として、まちづくりの推進に積極的に努めます。

第12条では、職員の役割と責務を定めています。

市職員は、市民全体の奉仕者として、自己の研さんに努め、市民の立場に立って、公正に、公平で誠実にその職務を務めることを定めています。また、市職員は、地域社会の一員として、協働のまちづくりの推進に取り組むとともに、地域コミュニティ活動や市民活動などのまちづくりの活動に積極的に参加することとしています。

◆市民検討委員会の議論 (第6章 市長及び職員)

【現状認識】	【今後の取り組み】
<p>●市長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良く市民と交流している。 ・政策が見えづらい。 ・市民への丁寧な説明が不足している。 ・町内会連合会との意見交換会を年に4回実施している。 ・強いリーダーシップが求められている。 <p>●職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働ができていない。 ・市民と同じ目線で物事を見ていない。 ・市民への説明に誠意が見られない。 ・市民とのかかわりが希薄である。 	<p>■市長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の代表として、職員の管理式、指揮監督、運営その他の職務を誠実に遂行する。 ・市民自治のまちづくりのため、市民の意見を良く聞き、また、自らの意見を積極的に伝える。 ・協働できる職員を育成する。 <p>■職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民目線で行動をする。 ・職員自ら向上心を持ち職務に励む。 ・市民への丁寧な説明に努める。 ・職員は積極的にまちづくりに取り組む。

協働を積み重ね、地域経営を実践



平成25年4月1日から施行される十和田市まちづくり基本条例の内容を条文解説とともに、条文に込められた市民検討委員の思いや願いを、検討委員会が整理したチャートや議事録からご紹介します。今月号では、第7章および第8章を解説します。

第7章 地域経営

(地域経営の基本)

- 第13条 私たちは、十和田市の自律的發展を図るため、連携と協働により、地域の経営に取り組みます。
- 市は、市民の参画と情報共有を基本とした、公正で透明性の高い行政運営を行います。
- 市は、事務事業について「計画・実施・評価・改善」に基づいた効果的で効果的な行政運営を行います。

第7章は、地域経営の基本的な考え方について、定めています。

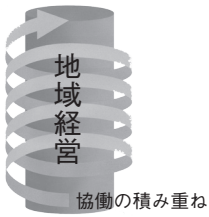
第13条は、地域経営について定めています。

自ら考え、決定し（自立）、自らの発言、行動に責任を持つ（自律）ことが、自治の原点であると考えられます。市民、議会および市は、相互の役割や特性を理解し、信頼するとともに、自らの役割と責務を自覚し、協働によるまちづくりを積み重ね、地

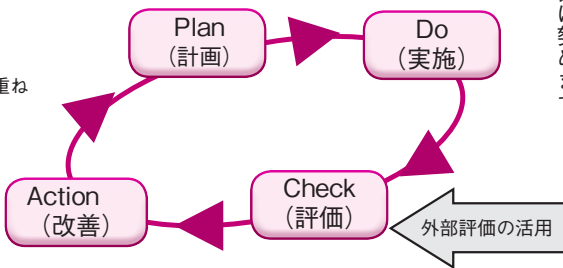
域経営を実践していきます。

そのために、市民のまちづくりへの参画自治を確立するために必要な情報の共有を基本とし、法令に基づいた公正かつ透明性の高い行政運営に努めます。

地域経営のイメージ



事務事業のPDCAサイクル



(総合計画)

- 第14条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定します。
- 市は、総合計画の策定に当たって、多くの市民の意見を反映させるため、必要な情報提供に努め、市民の参画を進めます。
- 市は、総合計画の進行管理を適切に行い、その進捗情報を市民に分かりやすく提供します。

第14条は、まちづくりの基本指針である総合計画について定めています。

まちの将来を見据えた、総合的で計画的な行政運営を図る必要があることから、総合計画を策定することを位置付けています。現在市では、平成19年度から28年度までの10年間にわたる十和田市総合計画を策定して、まちづくりを進めています。実施計画は3カ年とし、おおむね3年ごとに改定しています。

総合計画は、市の未来を示す重要な計画であることから、その策定に当たっては、より多くの市民の意見を聞くなど、参画機会の充実に努める必要があります。

さらには、この計画を着実に推進するために、市は計画に基づくまちづくりが進められているかを適切に進行管理した上で、市民に対し、その結果を公表することとしています。

(健全な財政運営)

- 第15条 市は、総合計画や事業評価等の結果を踏まえ、効果的で効果的な予算の編成に努めます。
- 市は、中長期的な展望に立ち、健全で持続可能な財政運営に努めます。
- 市は、予算及び決算の内容や市の財政状況を市民に分かりやすく公表し、財政運営の透明性の確保に努めます。

第15条は、市の財政運営に係る、基本的な考え方について定めています。

市は、総合計画や事業評価などを踏まえ、貴重な財源の効率的で効果的な活用に努め、市民サービスを安定的かつ効果的に継続して提供していくため、中長期的な展望に立って、健全な財政運営に努めなければなりません。そのため、合理的な基準による予算編成、目的達成のための必要かつ最小限の予算執行に努め、将来の財政状況を考慮した財政運営に努める必要があります。また、市民に市の財政状況を分かりやすく公表し、財政運営の透明性の確保を図り、市の財政状況を市民と共有するよう努めなければなりません。

(事業評価)

- 第16条 市は、行政をより効果的かつ効果的に運営するため、実施する事業等について、外部評価を取り入れ、検証及び評価を行うものとします。
- 市は、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、事業等の改善に努めます。

第16条は、効率的で効果的な行政運営を進めるため、事業評価を実施することを定めています。

事業評価とは、市の事務事業の目的を明らかにし、その成果を具体的に表すことによつて、その事業の必要性や有効性、効率性などを評価し、その評価結果を次の事業に生かすことで、事業の質を高めていくための仕組みのことをいいます。

市では、評価の客観性を高めるため、第3者による外部評価も取り入れつつ、評価の結果や対応方針を公表し、事務事業の改善にいかし、よりよい市民サービスの効果的効率的な提供に努めます。

(行政改革)

第17条 市は、行政運営の資質の向上を図るため、市民とともに行政改革に取り組み、その検証を行い、結果を市民に分かりやすく公表します。

第17条は、持続可能な行財政構造の構築のため、行政改革に取り組むことを定めています。また、市民、有識者などによる行政改革の成果の検証を行い、市は、その結果を公表するとともに、行政運営に反映させ、施策や事業の改善に努めます。

(危機管理)

第18条 市は、市民の安全と安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強化に努めます。

2 市は、市民及び関係機関と相互に連携し、協力しながら、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。

第18条は、危機管理体制の充実を図り、安全、安心なまちを目指していくことを定めています。

市は、市民の生命と財産を守り、安全で安心な日々の生活を守る責任があります。そのため、災害や大規模な事故などの不測の事態に対処できる危機管理体制の構築を目指します。

また、迅速で機能的な支援、多面的なサポートを実行できる体制の構築を目指し、国、県、近隣自治体などと相互の連携を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

◆市民検討委員会の議論 (第7章 地域経営)

【現状認識】	【今後の取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ●市民が行政にかかわる意識がない。 ●一緒に作り上げていく気風がない。 ●職員に既得権益意識が強い。 ●形式に偏った市民参加型の仕組みが多い。 ●情報の共有が少ない。 ●総合計画の基本構想が行政運営の基本になっている。 ●実施計画は、向こう3年間の事業を掲載し、3年ごとに見直しをしている。 ●事業を決定(予算化)するプロセスが不透明である。 ●事業実施後の検証が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■長期的な計画(基本構想・基本計画)のもとに市政運営をする。 ■健全で持続可能な財政運営をする。 ■事業について評価と市民への公表を図る。 ■市民の安全と安心を確保するための危機管理をする。 ■市民として議会として事業を検証し、公表する。 ■プラン(計画)→ドウ(実施)→チェック(評価)→アクション(改善)の各段階で市民との情報を共有し、意見を取り入れる。

第8章 情報の共有

(情報の共有)

第19条 市は、まちづくりについて市民と共通の認識を持つために、保有する情報を市民に積極的かつ迅速に、分かりやすく提供するように努めます。

2 市は、市民が市政に関する情報を容易に得られるように、適切な仕組みの整備に努めます。

3 市民は、地域の課題を解決するために必要な情報の収集と共有に努めます。

第8章は、情報の共有について3条に分けて定めています。

第19条は、基本原則の一つである情報共有についての基本的な考え方を定めています。市民、議会および市が協働してまちづくりを進めていく上で、共通の認識を持つことは必要不可欠なことです。このため、数多くの情報を保有する市は、市民に対し、積極的かつ迅速に、そして分かりやすくこれらの情報を提供するように努めます。

また、多くの市民がそれらの情報を容易に集めることができるよう、市は広報やホームページのほか、さまざまな情報手段を活用し、情報の提供に努めます。

さらに、市民が市政によりかかわってほしいとの市民検討委員会の思いから、市民自身が、地域課題を解決するために必要な情報収集に努めることが定められました。

(説明・応答の責任)

第20条 市は、まちづくりに関する事

項に関し、市民に分かりやすく説明するように努めます。

2 市は、市民からの意見、要望等に対し、速やかな応答に努めます。

3 市は、政策の「計画・実施・評価・改善」の各段階における情報を、適切な手段により市民に分かりやすく提供するように努めます。

第20条は、情報共有の一つである説明責任、応答責任について定めています。

協働のまちづくりを進めるためには、市民に対し情報提供するだけでなく、分かりやすく説明をする必要があります。

また、それぞれの信頼関係を築くため、市民からの意見に対し、速やかに応答するよう努めるとともに、事業の計画、実施、評価、改善の各段階で、市民に分かりやすく公表し、施策や事業への反映に努めます。

(個人情報の保護)

第21条 市は、個人の権利及び利益を保護するために、個人に関する情報を適正に管理するとともに、必要な措置を講じるものとします。

第21条は、個人情報保護の基本的な考え方について定めています。

市は、戸籍や住民票、各種の名簿など、さまざまな市民の個人情報保有しています。情報公開が大切な一方、この個人情報については、市民の基本的な人権を守るうえで、厳重に管理されなければなりません。市では、個人情報を適切に管理し、保護する目的で、「十和田市個人情報保護条例」を定めています。

「この条例を育てていく」

平成25年4月1日から施行される十和田市まちづくり基本条例の内容を紹介いたします。

条文解説とともに、条文に込められた市民検討委員の思いや願いを、検討委員会が整理したチャートや議事録からご紹介いたします。今月号では、第9章から最終章までを解説します。

第9章 市民の 市政への参加

(市民の参画)

第22条 市は、市民の参画を容易にするため、市民が意見を述べやすい環境を整えるように努めるものとします。

2 市は、まちづくりに関して市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、説明会の開催等適切な方法を選択するように努めるものとします。

3 市は、審議会等の委員を選任しようとする場合、その設置の目的に応じ、委員の一部を公募により市民から選任するように努めるものとしします。

第9章は、市民の市政への参画について2条に分けて定めています。

第22条は、市民の参画を推進するため、市民が意見を述べる環境づくりについて定めています。

本条例第2条において、

▼「参画」：まちづくりに主体的に参加し、その意思形成に関わること

▼「まちづくり」：まちが抱えている課題に対して、協働して解決を図り、住みよいまちにしていくための活動

▼「協働」：私たちがそれぞれの役割と責任を自覚し、協力して行動することと定めています。

そして第6条において、「市民は、まちづくりに関して意見を述べるとともに、参画する権利がある」と定めています。

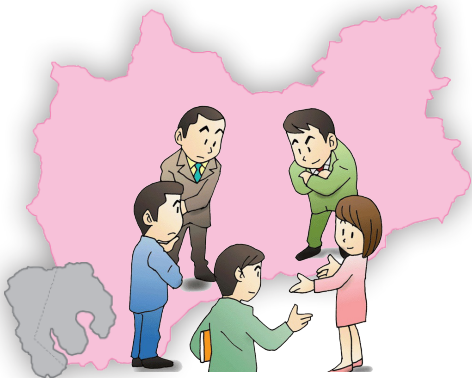
これらを踏まえ、市は、市民が相談、苦情、要望、意見などを述べやすい環境づくりに努めます。

そして市民に意見を求めるときは、代表的な市民参画手法の一つである意見公募手

続き(パブリックコメント)やアンケート調査の実施、説明会や公聴会、あるいは電話、FAX、メールなど、事務事業ごとに有効と思われる方法により、市民の声を聴く仕組みづくりに努めます。

また、法令、条例、要綱などの規定により設置されている審議会や委員会などの付属機関や私的諮問機関などの委員については、専門的な知識や経験を有しているかたがたを選任するとともに、参加、協働の原則を踏まえ、その設置目的に応じて公募することを定め、政策形成過程における公正の維持や透明性の向上、市民委員の参加に努めます。

なお、参画にあたっては、第7条に定める「市民の責務」に留意する必要があります(広報とわだ11月号参照)。



(住民投票)

第23条 市長は、市民生活に関する極めて重要な事項について、広く住民の意思を問う必要があると認める場合には、住民投票を実施するものとします。

2 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重します。

3 第1項の住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、その都度、条例で定めます。

第23条は、政策形成過程において市民が市政に直接参画する手段として、住民投票を定めています。

住民投票とは、間接民主制(＝議会制度)を補完し、住民の総意を的確に把握するために行われるもので、住民が自らの意思を直接表明する機会となるものです。

市長は、市が行う施策・事業において、住民に直接賛否を問う必要があるもので、かつ、市や住民全体が直接利害関係を有するなど、市民生活に関する極めて重要な事項について、住民投票を実施できることが定められています。

また、間接民主制においては、住民投票の結果によって、市長や議会の意思を拘束することはできないことから、市長および議会は、投票の結果を十分に検討し、考慮するなど住民投票の結果を尊重し、全市民的な視点で意思決定をしていくことが定められています。

なお、住民投票によって住民の賛否を問おうとする場合、最も適切な対象や方法を選択できるよう、個別の事案ごとに、実施に必要な住民投票条例を制定して、実施するものであることを定めています。

◆市民検討委員会の議論（第9章 市民の市政への参加）

【現状認識】	【今後の取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ●市長が市政にかかわる重要事項について、住民投票など市民の意見を聴いたことがない。 ●住民投票の制度がない。 ●20歳未満の住民は市政に参加する仕組みがない。 ●住民投票の実施には多額の経費を要する。 ●市長の解職請求や議会の解散請求の制度はある。 ●重要課題について住民の意思を確認する仕組みがない。（アンケート調査など） 	<ul style="list-style-type: none"> ■住民の意思を確認する仕組みづくり ①市民アンケート調査（広報とわだを活用した市民アンケート調査の実施。一つの簡易な事例） ②世論調査 ③住民投票 <ul style="list-style-type: none"> ▷住民投票の発議ができる仕組み作り。 ▷投票結果の尊重。 ▷市長は請求があった時は実施する。 ▷市長は自ら実施できる。 ▷投票権は16歳（中学校卒業）以上。 ▷住民の6分の1以上で市長に対し実施の請求が可能。

第10章 施行後の検証及び見直し

（条例の推進）

第24条 私たちは、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進に関し不
断の検証に努め、将来にわたりこ
の条例を発展させるものとします。

第10章では、この条例の見直しに対する基本的な考え方について定めています。第24条では、市長は、この条例に掲げられていることが適正・円滑に運用されているかどうか、その状況を検証し、将来にわたって、この条例の理念を発展させていくことが定められています。市民検討委員会における「この条例の理念が広く浸透するまで、条例を育てていく」という委員の思いがこの条文に込められています。

（条例の検証及び見直し）

第25条 市長は、この条例が十和田市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうか必要に応じて検証し、見直しが必要であると判断したときは、必要な措置を講じたものとします。

2 市長は、前項に規定する検証及び見直しに当たっては、市民を主体とした検討組織を設け、その意見を聴くものとします。

第25条では、この条例が、刻々と変化する社会情勢に適合しているか必要に応じて検証し、見直しが必要な場合は、必要な措置を取ることができることを定めています。

この条例は、まちづくりにとって普遍的なものであると考えますが、条例の内容が、社会情勢の変化に対応していないときは、必要に応じて見直すことが必要です。

その検討や、見直しについては、条例の趣旨からも、市民を主体とした検討組織を設け、市民の意見を聴いて行う必要があります。

◆市民検討委員会の議論（第10章 施行後の検証及び見直し）

【現状認識】	【今後の取り組み】
<ul style="list-style-type: none"> ●社会情勢の変化に伴って、まちづくりへの取り組み方も変化していくことが想定されることから、よりよいまちづくりを進めるためには、条例の施行後に検証と見直しが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▷市民と市との協働を推進していく場所や仕組みの構築。 ■検証と見直し <ul style="list-style-type: none"> ▷条例が社会情勢の変化や時間の経過により形骸化することのないように、市民・議会・市それぞれの立場で見守り、必要があれば見直すものとする。 ▷見直しに当たっては、多くの市民の声に耳を傾けるように努める。 ▷条例施行後に、市民参画や協働が、条例の意図する方向に進んでいるか、検証する常設の市民参画・協働推進委員会の設置。（市民検討委員会から一定数の参加） ▷市の組織においても上記の委員会とまちづくりを協働で推進する組織を新たに作る。



第11章 雑則

（委任）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。

この条例は、平成25年4月1日から施行されます。

本市における自治の基本理念、市政運営の基本原則、市民の市政への参画、市や議会、市民の役割と責務など、本市のまちづくりに関する基本的な理念を明らかにする条例です。

私たちの十和田市が、何十年、何百年先も魅力と活力があふれる都市として輝き続けるよう、「活力に満ち安心して暮らせる元氣な十和田市」を実現するため、十和田市のまちづくりを担う私たち一人ひとりが、この条例を踏まえ、建設的な形でまちづくりを協働して進めていくことが重要です。

※8月号から6回にわたり連載いたしました「十和田市まちづくり基本条例」の紹介は今号が最終回となります。

十和田市
まちづくり基本条例



十和田市まちづくり基本条例の紹介

(広報とわだ平成24年8月号～平成25年1月号掲載)

平成25年4月

発行 青森県十和田市 編集 企画財政部政策財政課
〒034-8615 十和田市西十二番町6-1
TEL 0176-51-6710 (直通) FAX 0176-24-9616